

費用を補助します！

【寒川町中小企業活性化事業補助金】

寒川町では、中小企業のみなさまが経営基盤や競争力を強化するために行う、「展示会への出展」「経営上有益な資格の取得」「ISO等認証取得」費用の一部を補助します！

販路拡大等事業補助金

【補助対象者】

次の要件を全て満たす中小企業者

- 1 町内において事業所を有し、事業を営んでいること
- 2 町税を完納していること
- 3 下記のいずれかを行う者
 - ① 商品または技術等の販路拡大を目的とし、国内・海外の展示会等への出展をした者
 - ② 販路拡大に伴うホームページ及びPR動画の作成をした者

【補助対象経費】

- ① 主催者に支払った出展料、展示装飾代、オプション備品代等の出展経費（展示品等製作費、運搬費、旅費、宿泊費等は対象外）
- ② 新規でホームページ及びPR動画を作成した際の委託料又はホームページ作成ソフト購入経費



【補助金の額等】

補助金対象経費の4/5以内
（上限額：①30万円 ②10万円）

【注意事項】

補助金の交付は、年度内1回限りです。

資格取得事業補助金

【補助対象者】

次の要件を全て満たす中小企業者

- 1 従業員の事業経営上有用な専門性の高い資格、免許等（右に条件記載）取得に係る費用を負担した者
- 2 町内において事業所を有し、事業を営んでいること
- 3 町税を完納していること

【補助対象経費】

次に掲げる経費の総額

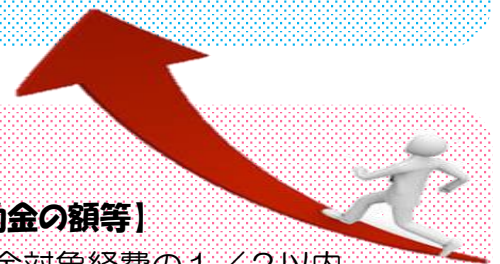
- 1 受験料
 - 2 研修、教習の受講料
 - 3 資格の登録料
- （第一種普通免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許、原動機付自転車免許及び小型特殊免許及び民間団体や企業が独自に審査基準を設けて任意で認定する資格は対象外です）

【補助金の額等】

補助金対象経費の1/2以内
（10万円上限）

【注意事項】

補助金の交付は、1人につき年度内1回限り、1事業所につき年度内2人までとします。補助対象となる資格は、法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格または、国家資格と民間資格の中間に位置づけられる資格で、民間団体や公益法人が実施し官庁や大臣が認定する資格が対象です。



ISO 等認証取得事業補助金 (H30 補助対象拡大)

【補助対象者】

- 1 ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズ、ISO22000 (FSSC22000) シリーズ、エコアクション21、エコステージ、KES 及び j f s m の認証取得をした者
- 2 町内において事業所を有し、事業を営んでいること
- 3 町税を完納していること

【補助対象経費】

- 1 申請料 (基本料金)
- 2 審査料 (審査員旅費交通費を含む)
- 3 登録料 (登録証発行費用を含む)
- 4 その他審査登録に必要な費用 (認証取得の定期審査料などは対象外です)
*社員研修費、コンサルタント費、マニュアル作成費等は除きます。

【注意事項】

- ・町外に所在する事業所も併せて認証取得する場合の対象経費は、町内に所在する事業所に係る経費のみとします。事業所ごとに区分ができない場合は、認証取得対象の全事業所の従業員数に占める町内事業所の従業員数 (1ヶ月以内の期間を定めた雇用者は除く) の割合を算定し、経費に乗じた額となります。
- ・補助金の交付は、それぞれ新規の取得申請に限り1回限りとします。

【申請方法】

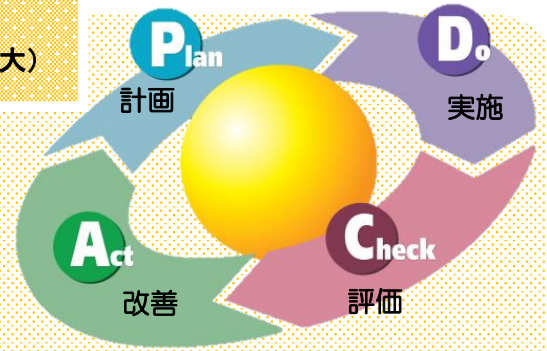
上記3つの補助金を申請する場合は、対象事業完了後6ヶ月以内に申請書に必要書類を添えて、町産業振興課まで提出してください。

【申込書類】

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 申請書 | 5 登記事項証明書 |
| 2 事業補助金調書 (規定の様式あり) | 6 定款の写し |
| 3 町税の納税証明書 | 7 会社の経歴書 |
| 4 補助対象経費の領収書の写し | |

《 問い合わせ先 》

寒川町 環境経済部 産業振興課 商工労政担当
TEL 0467-74-1111 (代) (内線763・764)
FAX 0467-74-2833



PDCA サイクルは ISO 等のマネジメントシステムで要求される経営管理の手法です。

【補助金の額等】

補助対象経費の1/3以内
上限50万円
但し、エコアクション21、エコステージ、KES 及び j f s m については上限20万円です。

